平成20年金融商品取引法改正に係る 政令案・内閣府令案の概要 (ファイアーウォール規制の見直し関係等)

平成20年11月 金融庁総務企画局

金融商品取引法等の一部を改正する法律 (20年6月6日成立・6月13日公布) ○ プロ向け市場の創設 多様な資産運用・ 【公布後6ヶ月以内に施行】 調達機会の提供 O ETF(上場投資信託)の多様化 【公布後6ヶ月以内に施行】 我が国金融・資本市場 ○ 証券・銀行・保険会社間の ファイアーウォール規制の見直し 【公布後1年以内に施行】 多様で質の高い 金融サービスの 提供 ○利益相反管理体制の構築 Ó 【公布後1年以内に施行】 競争力強化が課 〇 銀行・保険会社グループの業務範囲 の拡大 【公布後6ヶ月以内に施行】 〇 課徴金制度の見直し 公正・透明で (金額水準の引上げ、対象の拡大等) 信頼性のある 【公布後6ヶ月以内に施行】 市場の構築

政令・内閣府令案の主な内容

金融グループにおいて、

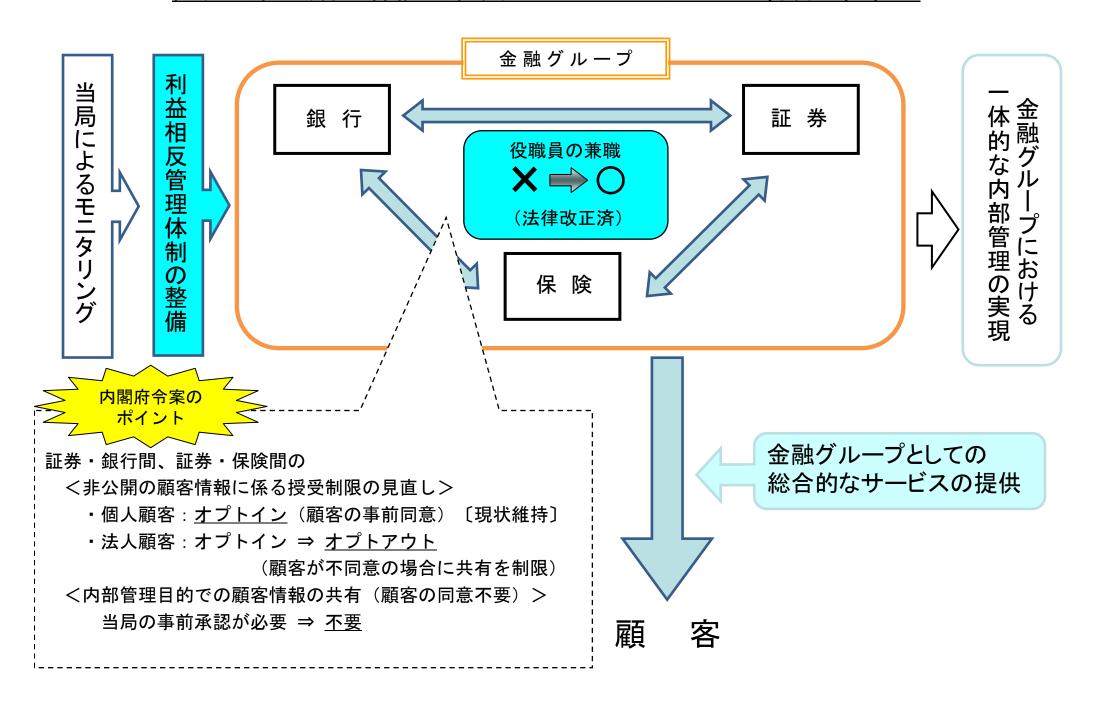
- ➤ 証券会社・銀行・保険会社の間の役職員の兼職規制を 撤廃〔法律改正済〕
- ➤ 非公開の顧客情報に係る授受制限の見直し
 - ・個人顧客:オプトイン(顧客の事前同意)[現状維持]
 - ・法人顧客:オプトイン ⇒ <u>オプトアウト</u>

(顧客が不同意の場合に共有を制限)

- 内部管理目的での顧客情報の共有(顧客の同意不要)当局の事前承認が必要 ⇒ 不要
- ➤ 利益相反管理体制の構築
 - ・利益相反管理体制構築の具体的内容を規定

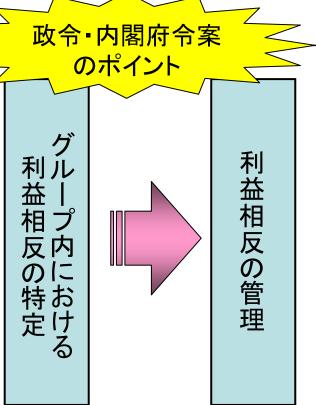
グループ内で利益相反のおそれがある取引を特定 →部門間の情報障壁、取引方法の変更等の対応

証券会社・銀行・保険会社間のファイアーウォール規制の見直し



利益相反管理体制の構築

証券会社・銀行・保険会社等に対し、自社又はグループ会社による取引に伴って顧客の利益が不当に害されることがないよう、適正な情報の管理と適切な内部管理体制を整備するよう義務付け(H20.6法律改正)



利益相反管理体制構築の具体的内容を規定

- 部門間の情報隔壁(チャイニーズウォールの構築)
- ▶ 利益相反が生じないように取引の内容・方法を変更
- > 一方の取引を中止
- ▶ 利益相反の事実を顧客に開示

利益相反管理方針の策定・概要の公表、記録の保持

その他の主な改正事項

内閣府令案のポイント

〇 銀行等の優越的地位の濫用の禁止

証券会社・保険会社に対し、グループ銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して取引を行うことを禁止。

(注)銀行に対しては、既に銀行法により、銀行の取引上の優越的地位を不当に利用して グループ会社に取引を行わせることを禁止。

〇 主幹事引受制限の緩和

証券会社が、グループ法人の発行する有価証券の引受主幹事会社となることは原則禁止されているところ、以下の要件を満たす他の引受証券会社が、株券の発行価格の決定プロセスに関与している場合を、当該禁止の例外として追加。

- 引受幹事会社として登録されていること
- 引受業務につき十分な経験を有すること
- 一資本・人的関係において独立性を有すること

その場合には、発行者と引受人の関係及び発行価格決定方法・手続の内容等について開示を義務付け。

〇 投資法人の合併手続の明確化

投資法人の合併に際し、合併交付金を支払う場合の手続について明確化。